

あま市家庭教育講座実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業内における家庭教育推進事業の理解を高めることを目的としてあま市家庭教育講座（以下「講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 講座の開講対象は、原則として、市内に事務所又は事業所を有する企業又は団体で、概ね10人以上の者の参加が見込まれる講座を実施する場合とする。

(開講の制限)

第3条 講座が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、講座の実施を承諾しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 苦情、要望、陳情等を目的とするもの
- (3) 営利活動、政治活動及び宗教活動と認められるとき
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、講座の目的に反すると認められるとき

(開催日時)

第4条 講座は、原則として、講師となる者が所属する機関の休館日を除く日（あま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成22年市条例第41号）第9条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に30分から90分程度実施するものとする。ただし、あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が承諾する場合はこの限りでない。

(会場)

第5条 講座を開催する会場（以下「会場」という。）は、当該講座を申し込む企業又は団体の代表者等（以下「申込者」という。）が用意するものとする。

2 会場は、市内の公の施設又は申込者が市内に有する事業所、営業所とする。ただし、教育委員会が承諾する施設については、この限りでない。

3 前項の規定により、市内の公の施設のうち生涯学習施設を利用する場合の使用料又は利用料金は全額免除とする。

(費用)

第6条 講座に係る講師料は、無料とする。ただし、当該講座に必要な教材、材料等の費用（市が作成した資料に係る費用を除く。）は、申込者の負担とする。

(申込方法等)

第7条 申込者は、あらかじめ教育委員会が提示する講座の中から希望する講座を1つ選び、あま市家庭教育講座申込書（様式第1号。次条において「講座申込書」という。）に必要事項を記入の上、開催希望日の3週間前までに教育委員会に対し、申し込みするものとする。

(決定)

第8条 教育委員会は、講座申込書を収受したときは、当該申込みに関係する機関及びその他の機関と協議の上、速やかに実施の可否を決定し、その旨をあま市家庭教育講座（決定・却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 教育委員会は、講座の実施を承諾するときは、必要に応じて条件を付することができる。

（報告書）

第9条 申込者は、講座受講後、速やかにあま市家庭教育講座報告書（様式第3号）により、教育委員会に報告しなければならない。

（委任）

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。